

(別紙2)

## 長野県「森林の里親促進事業」CO2吸収量評価認証審査 チェックリスト

審査案件

【植林】

審査日

要件	適切の判断			
	適切	非該当	不適	備考
(1) 認証予定の森林 認証予定の森林が「森林の里親促進事業」の対象の森林であること				
(2) 対象の森林 対象となる森林が森林法第5条の対象森林であるか、今後、対象となることが確実な森林であること				
(3) 適切な施業の実施 植林の施業が適切に完了しており、将来、健全な森林として生育することが期待できること	ア 植林の定量的判断基準(目安)			
	(ア)未整備			
	(イ)植林面積 (面積0.1ha以上、幅20m以上であること)			
	(ウ)活着率 (植林した木の活着率が80%以上であること)			
	イ 間伐の定性的判断基準			
食害、食圧、病虫害による被害がないこと				
(4) 持続的な森林経営	(ア)認証の対象となる森林が、持続的な森林経営が確保される見込みであること			
	(イ)複数年認証の場合、下刈等の保育作業が実施されていること			
(5) その他、認証に支障がないこと				